

## 奈良県森林 CO2 吸収量認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、企業その他の団体（以下「企業等」という。）が計画的に実施する森林整備について、森林の CO2 吸収量を評価し、認証する制度を定めることにより、企業等による森林整備を促進し、もって地球温暖化防止など森林の多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する森林で奈良県内に所在するものをいう。
- (2) 森林整備 植栽、下刈・林内整理、除間伐、枝打ち等の森林の造成及び保育行為をいう。
- (3) 根拠計画 計画的な森林整備の根拠となる次に掲げる協定、計画及び報告をいう。
  - ア 法第 10 条の 11 の 11 第 1 項の規定による認可を受けた施業実施協定
  - イ 法第 11 条第 5 項の規定による認定を受けた森林経営計画
  - ウ その他イに準ずる独自の森林整備事業計画又は実施報告
- (4) CO2 吸収量認証 森林整備実施者が実施する森林整備について、知事が第 5 条に規定する認証を行い、奈良県森林 CO2 吸収量認証書（第 1 号様式。以下「認証書」という。）を交付することをいう。

### (認証の申請)

第3条 CO2 吸収量認証を受けようとする企業等は、森林整備が完了した日から 1 年以内に知事に認証（変更）申請書（第 2 号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面又は書類を添付するものとする。

- (1) 整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面
- (2) 森林整備の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面
- (3) 実測図又はその他実施面積を確認できる図面
- (4) 根拠計画及び当該根拠計画の認定等を受けたことを証する書類の写し
- (5) 整備対象森林の現況写真
- (6) その他前各号の内容を補足する図書

3 同一の根拠計画に基づく複数年の森林整備について 2 年目以降に継続して申請する場合には、前項第 1 号から第 4 号までの図面又は書類の写しの添付を省略することができる。

(吸収量の算定)

第4条 C02 吸収量は、知事が別に定める基準により算定する。

- 2 算定する C02 吸収量は、森林整備の実施期間や時期にかかわらず、森林整備が完了した日の翌日から1年分とする。

(認証)

第5条 知事は、提出された申請書及び添付書類の確認を行うとともに、現地検査を実施し、森林整備活動が次に掲げる要件を全て満たしていると認めるときには、認証の可否を決定し、申請者に通知するとともに、認証書の交付を行う。

- (1) 森林整備の面積が、箇所当たり 0.1 ha 以上であること。
- (2) 別紙 1 に示す森林整備の基準を満たしていること。

(認証の変更又は取消し)

第6条 前条の認証を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに第3条第1項に定める申請書及び同条第2項に定める図面又は書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。
- 3 知事は、前条の認証をした森林整備について、認証書記載の吸収期間内に災害その他やむを得ない事由により認証内容に見合う C02 吸収が期待できなくなったと認めるときには、認証を取り消し、又は認証内容の変更を行い、当該認証を受けた者に通知する。

(認証書の利用)

第7条 認証を受けた者は、認証書を社会貢献活動を証するものとして、広く広報活動に用いることができる。

- 2 認証を受けた者は、認証書を第三者に譲渡し、又は貸与することができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

## 森林整備の基準

### 1 植栽

樹種	植栽本数 (1 ha 当たり)
スギ・ヒノキ	2,000 本以上
広葉樹	1,000 本以上

※大苗を植栽した場合は、成林が見込まれると認められる本数

### 2 下刈り・林内整理

林木の健全な成長を促進するために行う雑草木の除去及びこれらに伴う作業で、植栽木の成育を促進するための適切な作業配慮がなされていること。

### 3 除間伐

林木の健全な成長を促進するために行う不要木の除去、不良木の除去・淘汰及びこれらに伴う作業で、伐採率は、20%以上であること。林木の健全な成長を促進するための適切な作業配慮がなされていること。

### 4 枝打ち

林木の健全な成長を促進するために行う枝打ち及びこれらに伴う作業で、林木の健全な成長を促進するための適切な作業配慮がなされていること。

※ 植栽と下刈り、間伐と枝打ち等異なる森林整備活動を、同一場所で同一年度を実施した場合には、それぞれの二酸化炭素吸収量は加算しないものとする。